

令和 2 年度 監査基本計画

令和 2 年度は、第 5 次二宮町総合計画の後期基本計画 2 年目となり、「みんなで作る“住んでみたい”“いつまでも住み続けたい”と思えるまちづくり」を進めるために、町の抱える数多くの重要課題のバランスを保ちながら、取り組むこととなる。職員には町民第一を常に心掛け、課題の解決を着実に進めることが望まれる。

監査の実施にあたっては、各事業の点検や見直しを適宜行いながら、課題の把握と解決に向けた方策をどのように実施しているか、事業目的を達成しているかどうかなどに主眼を置き、各種監査を実施していく。また、当面の大きな課題である、ラディアン周辺における新庁舎建設に向けた検討や、東大跡地を含めた公共施設の再配置・町有地有効活用実施計画、小中一貫教育を踏まえた小中学校再編など、町にとって大規模かつ特例的な事業も多く抱えており、その事業の必要性、費用対効果、施設利用動向なども考慮しながら、効率的かつ効果的に事業運営がなされるよう、町民目線に立った検証も併せて行っていく。

監査委員は、昨年度末に新しく策定した二宮町監査基準に基づき、町民の視点に立ち、町の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に実施されているかを検証し、その結果の公表などを通して、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、指導的に行財政運営をチェックする機能の中核として、監査等を行っていく。

1. 基本方針

- (1) 事務の執行が、法令等に則って適正に行われているかという合規性の観点はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点からも検証する。
- (2) 監査の実効性を確保するため、指摘に対する改善状況を的確に把握し、是正・改善を求めていくことにより、監査等対象部署におけるチェック体制など内部統制の運用状況に留意しながら実施する。
- (3) 監査結果等については、簡潔明瞭かつ平易な文章で記述し、誤解を招く表現のないように留意するとともに、ホームページ等を活用し、監査等に関する情報の発信に努める。

2. 個別監査方針

(1) 定期監査

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、次に掲げる視点に立った

監査を実施する。

対象機関の全般的な取り組み状況及び総合戦略、総合計画並びに主要事業の推進に係る事業の執行状況を勘案して、必要と認められる項目について実施する。

実施にあたっては、年度の間で監査を行い、予算や事業の執行状況の把握と課題の抽出、及びその解決策に対する方針など当該事務事業がその目的を十分達成しているかどうかを主眼として、計画から執行までの全般的な過程について、その合理性、効率性を具体的に究明し、次年度以降の事業にも反映ができるよう一助を担うものとする。

なお、各課所管の公共施設について、必要に応じて別途指定して監査を実施する場合がある。

(2) 例月出納検査

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる視点に立った検査を実施する。

現金の出納について毎月の計数を確認するとともに、月末時の残高証明と現金保管状況を検査する。

併せて資金の運用状況等財政収支の動態を主として計数面より把握し、異常値の有無を確認するとともに各種監査の効率的な執行に活用する。

(3) 決算審査

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる視点に立った審査を実施する。

決算計数の確認及び分析を行い、財政、資金運用、財産管理及び主要事業の各状況について意見を付する。

なお、主要事業に意見を付するにあたっては、各種事業が適切な規模であるかどうか、各課、他機関との連携をもって効率的かつ効果的に実施されているかなどを審査し、併せて事業効果を検証する。

(4) 工事監査

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、次に掲げる視点に立った監査を実施する。

工事の必要性や緊急性が合理的な根拠に基づいたものかどうか、設計や積算の根拠に誤りが無かったか、業者選定から契約、支払までの事務執行が適正だったのか、施工後の効果はあらわれているか、各種施設設備の運用に係るマニュアルは作成されているのかなど確認、検証をする。また、同一工種の工事を一括発注するなど、経費節減に向けた工夫についても注視をする。

(5) 財政的援助団体等監査

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、次に掲げる視点に立った監査を実施する。

補助金などの財政的援助等に係る事業について、補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続きなどは適正か、また、補助金は交付目的に沿って支出がなされているかなど、補助金を支出することによる事業の効果も含めて検証する。

3. 執行上の留意点

町政の公正かつ効率的な運営を担保する監査機能をなお一層発揮するため、次の点に十分留意する。

- (1) 監査の実施にあたっては、事業の内容、過去の監査結果などを総合的に検討し、対象に則した事前準備を図るとともに、効率的な監査の実施に努める。
- (2) 監査結果報告書の作成にあたっては、町民が内容を十分理解できるように、監査方法、監査状況及び根拠等を明確に示すよう、その表現、構成などに十分留意する。

4. 各種監査の実施時期

別紙のとおり

令和 2 年度 監査実施計画

1. 定期監査 (地方自治法第 199 条第 4 項)
 - (1) 監査期日 令和 2 年 11 月 (指定課、別紙のとおり)
令和 2 年 11 月 18 日 (水) (施設分)
 - (2) 監査対象機関 別紙のとおり
 - (3) 出席者 副町長、主管の部課長ほか
2. 例月出納検査 (地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)
 - (1) 会計区分 一般会計、特別会計
 - (2) 検査期日 原則として毎月 25 日 (別紙のとおり)
 - (3) 検査の対象 前月分の現金の出納及び関係書類
 - (4) 資料の提出 予備検査日前
 - (5) 出席者 副町長、会計管理者、出納課職員
3. 決算審査 (地方自治法第 233 条第 2 項)
 - (1) 対象機関名 出納課、財務課、その他関係部署
 - (2) 資料提出期限 出納閉鎖後、速やかに
 - (3) 審査期日 令和 2 年 7 月 30 日(木)～8 月 25 日(火)
 - (4) 出席者 副町長、政策担当部長、会計管理者、財務課長、関係部課長ほか
4. 工事監査 (地方自治法第 199 条第 5 項)
 - (1) 監査期日 令和 2 年 5 月 20 日(水)、22 日(金)
 - (2) 監査内容 建設関係工事 (書類・現地) 抽出決定後通知
 - (3) 出席者 副町長、財務課長、工事担当部課長ほか
5. 財政的援助団体等監査 (地方自治法第 199 条第 7 項)
 - (1) 監査期日 令和 2 年 6 月 18 日(木)
 - (2) 監査対象団体等 二宮町観光協会
 - (3) 出席者 団体役員、副町長、主管部課長ほか
6. 行政監査 (事務監査) (地方自治法第 199 条第 2 項) 必要に応じ実施
7. 公金取扱事務監査 (地方自治法第 235 条の 2 第 2 項) 必要に応じ実施
8. その他の監査
 - ① 議会の要求監査 (地方自治法第 98 条第 2 項)
 - ② 町長の要求監査 (地方自治法第 199 条第 6 項)
 - ③ 住民監査請求監査 (地方自治法第 242 条第 1 項)
 - ④ 直接請求監査 (地方自治法第 75 条)
 - ⑤ 職員損害賠償の監査 (地方自治法第 243 条の 2 第 3 項)

以上